平成２３年（フ）第１２６０８号
東京都中野区南台５丁目９―22―107
債務者　喜久元正富弥
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６０９号
東京都西東京市南町４丁目18―３―302
債務者　金城　優美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６１０号
東京都世田谷区八幡山３丁目３―18―203
債務者　新村　葉玲
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６１３号
埼玉県川口市青木３丁目21―15
債務者　宮地　慎一
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６１４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4065―１―４―３
債務者　長谷川智之
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６１６号
東京都世田谷区喜多見２丁目10―14―305
債務者　東　　久子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６１７号
東京都世田谷区若林３丁目34―７―106
債務者　加藤　明洋
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６２４号
東京都町田市玉川学園８丁目２―19―５
債務者　木村　由美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６２６号
埼玉県さいたま市南区辻７丁目11―５　中村方
債務者　天野與一郎
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６２７号
東京都品川区大崎３丁目３―４―201
債務者　渡邉　榮子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６２９号
東京都江戸川区平井３丁目４―２―503
債務者　佐藤　　悟
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６３１号
東京都大田区羽田６丁目10―11―101
債務者　小川沙耶香
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６３２号
東京都西東京市北町５丁目３―15
債務者　山口　輝一
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６３７号
千葉県八千代市村上1113―１　１街区35―1007
債務者　伊藤　康子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６３８号
埼玉県和光市下新倉６丁目13―43　山崎方
債務者　川添　利彦
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２１２号
神奈川県海老名市上郷956番地の１　レオパレスグラッド302
債務者　鈴木　弘章
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三十二十五種郵便物認可